

住民監査請求（ごみ処理手数料）の結果について（概要）

大阪市監査委員は、次のとおり、平成30年7月5日に提出された住民監査請求について、同年8月23日に請求人に監査結果を通知しました。（棄却、結果は同年同月22日決定）

1 請求の要旨

平成27年6月1日から平成29年9月21日まで、Aは経営する飲食店のごみを自宅に持ち帰り自宅の生活ごみに混入させ、廃棄物の不法投棄を行っていた。本来であれば、Aは大阪市の許可を受けた処理業者に委託し処分しなければならないが、Aによって不法に投棄されたごみを大阪市の費用で処分しており、違法に公金が支出されていた。Aが違法に廃棄した廃棄物の処理費用相当額が大阪市の生じた損害であると考えられるが、大阪市のAから徴収していない。よって、Aが違法に廃棄した廃棄物の処理費用相当額87,120円及び遅延損害金（14.6%）の合計を、大阪市のAから徴収するよう請求する。

2 監査の結果（棄却）

本件請求における本市職員等による違法不当な財産（債権）の管理を怠る事実の有無について、Aが事業系一般廃棄物を自宅に持ち帰り家庭系廃棄物と混在させて排出したことが不法投棄に当たり、当該事業系一般廃棄物を本市が処理したことにより本市に損害が発生している場合は、Aに対して損害賠償請求権を行使すべき職務上の義務があると解され、本市に損害が発生しているにもかかわらず、本市職員等が、損害賠償請求権の行使につき、何らの対応等もとらないときは、違法不当となる場合があるというべきである。

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（以下「廃棄物処理法」という。）第16条には、「何人も、みだりに廃棄物を捨ててはならない」と規定されているが、「みだりに」捨てる行為については、廃棄物処理法の趣旨に照らし、社会的に許容されない態様をいうとされており（平成18年2月20日最高裁判決）、環境あるいは公衆衛生の保全を具体的に侵害する危険があるかという観点から検討する必要があると考えられる。

Aは、事業系一般廃棄物をごみ袋に入れて、本市のごみ収集ルート上である自宅前に排出している。量も、家庭系ごみと合わせても1日平均排出量10キログラム未満であり、本市が無料で収集する対象のごみである。

「大阪市廃棄物の減量推進及び適正処理並びに生活環境の清潔保持に関する条例」（以下「条例」という。）には、日量10キログラム未満の排出事業者に対して、当該廃棄物を運搬すべき場所及び方法を指示することができる規定はない。

また、条例第15条及び大阪市一般廃棄物処理実施計画の規定等から、家庭系廃棄物及び事業者の意向がある事業系一般廃棄物は、本市直営で収集運搬する対象となっている。Aの排出行為は、その廃棄物の性質や量、排出方法等からも、環境あるいは公衆衛生の保全を具体的に侵害する危険があるとはいえない。

以上のことから、Aが事業系一般廃棄物を自宅前に排出する行為については、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図るという廃棄物処理法の趣旨に照らし、社会的に許容されない態様とまではいえず、「みだりに」捨てる行為に当たらないことから、不法投棄には当たらない。

なお、環境局は、店舗の事業系一般廃棄物を店舗で排出するよう指導していたが、事業系一般廃棄物を混入させ10キログラムを超えると家庭系廃棄物も含めて残置することになり、家庭系廃棄物も適正に処理できなくなることから協力又は依頼を求めたという意味合いであって、違法行為を認めその是正を求めたものとはいえない。

Aの行為が不法投棄に該当せず、また、Aの排出量も日量平均10キログラム未満であり、手数料が無料となる範囲であることから、本市に損害は発生しておらず、本市職員等が違法不当に財産（債権）の管理を怠る事実があるとする請求人の主張はその前提を欠くこととなる。

以上の判断により、本市職員等に違法不当な財産（債権）の管理を怠る事実があるとする本件請求には理由がない。